大項目	中項目	小項目	内容	備考
小中学校	児童・生徒	症状	次のいずれかの症状のとき、症状がなくなるまで自宅療養	欠席扱いにはならない。(学校保
			・風邪の症状(発熱、のどの痛み、咳等)のある場合	健安全法第 19 条による)
			・強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)がある場合	
			・味や臭いが感じられなくなった場合	
		登校不安	登校について不安(感染する不安、うつす不安)を持ち、保護者	欠席扱いにはならない。(R2.4.3
			の判断により児童生徒の登校を見合わせた場合	県教育委通知)
		感染又は濃厚接触者	2週間の出席停止。(学校保健安全法第 19 条による)	医師の治癒証明により登校
	教職員	症状	次のいずれかの症状のとき、症状がなくなるまで自宅療養	職員の勤務時間及び休暇等に関
			・風邪の症状(発熱、のどの痛み、咳等)のある場合	する規則第8条第1項の表の第2
			・強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)がある場合	号の休暇の規定する出勤が著し
!			・味や臭いが感じられなくなった場合	く困難である場合による
		感染又は濃厚接触者	2 週間の出勤停止。	医師の治癒証明により出勤
	臨時休業	児童・生徒・教職員が感	市内すべての小中学校を2週間の臨時休業とする	
		染又は濃厚接触者	(学校保健安全法第 20 条による)	
		感染経路を特定できない	市内すべての小中学校を 1 週間の臨時休業とする	長野保健所管内で発生した場合
		感染者が発生するか、単	※ただし、状況に応じてその都度協議し判断する。(隣接保健所	(政府専門家会議提言の区分に
		発的なクラスターが発生	管内の発生含む)	よる)
		した状態【レベル2】		
		感染経路を特定できな	市内すべての小中学校を 2 週間の臨時休業とすることを基本と	長野保健所管内で発生した場合
		い感染者が多数発生す	する。	(政府専門家会議提言の区分に
		るか、クラスターが連	※ただし、状況に応じてその都度協議し判断する。(隣接保健所	よる)
		続して複数発生した状	管内の発生含む)	
		態【レベル 3】		
	上記以外の場合の措置については、状況により判断する。			消毒等は保健所の指導による